

記載例 4

就職等により、いままで個人で納付していた税額を、これからは勤務先の事業所で特別徴収する場合

—控用—

特別徴収・給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 (特別徴収義務者控)

紋別市長様 令和〇年8月28日提出	給与支払者	所在地(住所)	〇〇〇—〇〇〇〇〇 紋別市大山町4丁目7番地										担当 係名 氏名 電話	係名	給与係	特別徴収義務者 指定番号											
		名称(氏名)	株式会社 大山商事											氏名	甲野一郎	宛名番号											
		個人番号 又は法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0		9	8	7	電話	27-5678	連絡事項								
給与所得者		フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)										(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異年	動日	異動理由	異動後の未徴収税額 の徴収方法						
フリガナ		リュウヒョウ モンタ		フリガナ		円										6月分から 月分まで		月分から 5月分まで		円		円		〇. 8 . 24	1. 退職 2. 休職 3. 就職 4. 転勤 5. 死亡(下欄⑤) 6. 会社解散 7. その他 理由 ()	① 特別徴収 (新規)下欄① 継続(下欄④) 2. 一括徴収(下欄②) 3. 普通徴収(下欄③)	
氏名		流水 紋太		新姓		円										円		円		円		円		円		円	
個人番号		8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7																									
令和〇年 1月1日現在の住所		紋別市 幸町2丁目1番18号																									
給与の支払いを受け なくなった後の住所																											

① 就職等により新規に特別徴収となる場合の記入欄

年税額のうち本人が第2期分まで(45,700 円) 納付済です。

9 月分(令和〇年10月12日納期分)から徴収し、納入します。

決定・変更通知書送付前の月割額のご連絡

必要9月14日までに上記担当にご連絡ください。

不要

④ 転勤等により特別徴収を継続する場合の記入欄

徴新 収し	所在地	〇〇〇—〇〇〇〇	特別徴収の 継続月
	氏名		月分より継続して 納入することで連絡済
決定・変更通知書は異動届を提出された月の25日以降に 送付いたします。ただし、 25日を過ぎてから異動届を提出 された場合は、翌月の25日以降に送付となる場合があ ります ので、ご注意ください。(記載例4の場合は8月28 日提出なので、9月25日以降に税額通知書を送付します。)			電話
事前に徴収する金額を確認したい場合は異動届に左記 のようにチェックを付け、期日を記載してください。			の記入欄
			続柄

② 給与の支払をうけなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合の記入欄

一括徴収税額	納入予定月日
(ウと同額)	円 月分に合算して 月 日に納入します

③ 未徴収税額を普通徴収で納める場合の記入欄

一括徴収できない理由

1. 異動が12月31日以前で、一括徴収の希望が無い

2. 5月31日までに支払われる給与もしくは退職手当等がないため
または未徴収税額より少ないため

3. その他 理由 ()

(記載上の注意)

- 特別徴収されている方が転勤・退職等により給与の支払を受けなくなった場合や、年税額を全額徴収した場合(一括徴収)は、この届出書によりただちに提出してください。(法321の5③)
- ②の特別徴収継続の記入欄は、新勤務先で特別徴収できることを確認したものだけ記載してください。
- 翌年の1月1日以降退職したものに未徴収税額がある場合は、普通徴収での最終納期を過ぎている為、本人の申し出がなくても一括徴収をしなければなりません。(法321の5②ただし書)